

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

手続名	:	利用運送事業の相続の認可
手続根拠	:	貨物運送取扱事業法第18条第1項 貨物運送取扱事業法施行規則第18条第1項
手続対象者	:	相続人が被相続人の経営していた利用運送事業を引き続き経営しようとするとき
提出時期	:	被相続人の死亡後60日以内
提出方法	:	事業の継続認可申請書を作成し、下記へ提出してください。 ・自動車利用運送事業：陸運支局輸送課 ・鉄道利用運送事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・内航海運利用運送事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・国内航空利用運送事業、国際航空利用運送事業、外航海運利用運送事業、外国人等国際航空利用運送事業、外国人等外航海運利用運送事業：総合政策局複合貨物流通課
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	貨物運送取扱事業法施行規則第18条第2項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
申請書様式	:	提出先へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	:	提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

総合政策局複合貨物流通課	03 - 5253 - 8301
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	011 - 290 - 2744
東北運輸局貨物運送取扱事業課	022 - 791 - 7532
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	025 - 244 - 7579
関東運輸局貨物運送取扱事業課	045 - 211 - 7250
中部運輸局貨物運送取扱事業課	052 - 952 - 8039
近畿運輸局貨物運送取扱事業課	06 - 6949 - 6449
中国運輸局貨物運送取扱事業課	082 - 228 - 3438
四国運輸局貨物運送取扱事業課	087 - 835 - 6366
九州運輸局貨物運送取扱事業課	092 - 472 - 2530
沖縄総合事務局陸運第一課	098 - 866 - 0061

神戸海運監理部輸送課

078 - 321 - 3143

陸運支局輸送課及び海運支局

管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

3. 手続情報

審査基準：貨物運送取扱事業法第18条第3項

標準処理期間：3ヶ月（地方運輸局を経由するもの又は地方運輸局へ照会を要するものにあつては、5ヶ月）

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）